

令和5年6月26日（月）

## 14 目 目

（委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）  
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第10番 田村 稔	第11番 津野田重一
第12番 稲見 敏夫	第13番 稲川 洋
第14番 高橋 正昭	

3. 欠席議員

第9番 勝山 修輔

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里  
書記（主事） 吉田 知史

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	議案第50号から議案第55号までの常任委員会審査結果報告について
日程第2	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について



午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員数は12人です。

9番、勝山君から欠席届が提出されております。

なお、11番、津野田君が遅参すると連絡ありましたので報告します。

---

(欠席議員 9番 勝山修輔君)

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第1、議案第50号から議案第55号までの常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和5年6月26日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 小川公威

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

- (1) 議案第50号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)
- (2) 議案第51号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
- (3) 議案第52号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
- (4) 議案第53号 上三川町税条例の一部改正について

2 審査日

令和5年6月19日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和5年6月26日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会産業厚生常任委員会  
委員長 海老原友子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第54号 上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第55号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

2 審査日

令和5年6月19日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

6月13日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第50号から議案第53号までの4件であります。6月19日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

総務課所管の議案第50号では、消防自動車の更新年数に関する質問に対し、更新計画において20年で更新し、走行距離の目安を年間720キロメートル、19年で1万3,680キロメートルとしているが、当該車両は2万5,000キロメートル走行しており、想定以上に使用されているとの説明がありました。また、使用に支障がない車両の更新延伸に関する質問に対し、走行距離のほか、ポンプの使用頻度も重要であり、次回の車両更新に向け今後検討するとの説明がありました。

また、議案第52号では、組合解散後の業務運営に関する質問に対し、佐野市及び栃木市で構成され

た当該組合が行っているし尿処理と火葬業務は、それぞれ業務委託の実施や、火葬場を建設して運営していくとの説明がありました。

税務課所管の議案第53号では、森林環境税の国民一人当たりの負担額に関する質問に対して、町県民税均等割が賦課される人に1,000円を負担していただくものとの説明がありました。また、徴収した森林環境税は、都道府県を經由して国に納め、その後、基準により全額が市町村等に配分されるとの説明がありました。

審査の結果、議案第50号は賛成多数、議案第51号から議案第53号までは全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和5年6月26日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会の審査結果について御報告いたします。

6月13日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第54号及び議案第55号の2件であります。6月19日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

子ども家庭課所管の議案第54号では、上三川小学童クラブ全体の人数配分に関する質問に対し、上三川小第1学童は現在定員50人で、登録者数も同程度いる。第2学童は定員90人で、既に月額登録者だけで定員を超えている状況である。第3学童は定員60人の予定であるが、第3学童を開所するに当たり、第2学童の定員を60人に減らし、上三川小学童クラブ全体としては定員30人の増としていくとの説明がありました。

また、議案第55号では、こども家庭庁設置に伴う子ども・子育て支援法の改正に合わせて条例改正したのかという質問に対して、御認識のとおりであり、この改正で制度自体が変更するものではないとの説明がありました。

審査の結果、議案第54号及び議案第55号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告といたします。

令和5年6月26日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第50号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「上三川町税条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和5年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月13日から6月26日までの14日間にわたり開会され、この間、報告事項や条例関係、補正予算など28案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決、決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、6月13日から本日までの14日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、令和5年第3回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでございました。

午前10時18分 閉会